

# 川崎市浄化槽指導要綱の一部改正の御案内

平成21年4月1日 施行

平成21年4月1日の改正川崎市浄化槽指導要綱の施行に伴い、建築確認申請に基づき浄化槽を設置する際の届出様式が変わります。また、浄化槽使用開始報告書等の提出先は、担当の生活環境事業所が変わります。

## 改正のポイント

### 1 市内に浄化槽を設置する場合の届出様式及び部数の変更

建築確認申請等を必要とする工事に伴い浄化槽を設置する場合は、(浄化槽設置計画書(要綱第4様式)を表書きとして、建築確認申請書等の正副2部(構造計算適合判定を要する場合は3部)に加え、環境局送付用に1部を建築主事又は指定確認検査機関に提出してください。

既存建物のトイレの改造等や浄化槽の入替え等に伴い浄化槽を設置する場合は、現行通り、浄化槽設置届出書(別記様式第1号)を担当の生活環境事業所<sup>※</sup>に1部提出してください。

※(担当の生活環境事業所) 浄化槽の設置場所が、川崎市・幸区：南部生活環境事業所 TEL 044-266-5747  
中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区：宮前生活環境事業所 TEL 044-866-9131

### 2 市内に浄化槽を設置する場合の提出図書

浄化槽を設置するときには、浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書に次の図書を添付してください。

- ・付近見取図
- ・各階平面図
- ・流入・排水系統図
- ・配置図(浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法)
- ・浄化槽の仕様書(浄化槽の汚物処理性能、浄化槽の処理対象人員及びその算出方法、浄化槽の処理方式、浄化槽の各槽の有効容量が記載されていること)
- ・浄化槽の構造詳細図
- ・認定を受けたものは、建築基準法第31条第2項にかかる認定書
- ・維持管理計画書(確認申請を伴う場合は、使用開始時に提出でも可)

- ※建築基準法施行規則第1条の3第5項の規定を摘要いたします。
- ※確認申請書等の正副2部には、付近見取図、各階平面図、流入・排水系統図、維持管理計画書を添付する必要はありません。
- ※提出された浄化槽設置届出書は、返却いたしません。

### 3 浄化槽使用開始報告書及び技術管理者変更報告書の提出先の変更

浄化槽使用開始報告書(第34号様式)及び技術管理者変更報告書(第35号様式)は、担当の生活環境事業所に提出してください。なお、浄化槽管理者変更報告書及び浄化槽使用廃止届出書等は、現行通り、担当の生活環境事業所に提出してください。

※浄化槽管理者は、浄化槽法に規定される次の事項を遵守しなければなりません。

- ・浄化槽の使用を開始した日から30日以内に、浄化槽使用開始報告書を提出すること。(法第10条の2第1項)
- ・技術管理者を変更したときは、変更の日から30日以内に、技術管理者変更報告書を提出すること。(同条第2項)
- ・浄化槽管理者に変更があったときは、新たな浄化槽管理者は浄化槽管理者変更報告書を提出すること。(同条第3項)
- ・浄化槽の使用を廃止するときは、浄化槽使用廃止届出書を提出すること。(法第11条の2)

浄化槽設置者及び浄化槽管理者の方は、浄化槽の設置計画から廃止まで、建築基準法、浄化槽法及び浄化槽指導要綱、並びに関係法令等に則り維持管理していることを、今一度確認してください。

◎詳しくは、ホームページ(URL: <http://www.city.kawasaki.jp/30/syusyu/jokasou/main/A.htm>)を御覧いただくか、下記へお問合せください。

#### 【問合せ先】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 第3庁舎16階

川崎市環境局生活環境部収集計画課

TEL: 044-200-2585



KAWASAKI CITY  
川崎市